

仕様書

1 件名

牛替 2 号橋橋梁添架に伴う橋梁耐荷力照査等調査業務

2 実施場所

下関市豊北町大字阿川地内（牛替 2 号橋）

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

4 業務内容

本業務は、二級河川沖田川水系立目川を横断する牛替 2 号橋の地覆側面に水道管を添架するにあたり現地調査・測量等を行い、橋梁構造に対する耐荷力に関する問題が生じないかを検証した上でその成果をとりまとめ、関係機関に対して必要な協議及び許可資料等の作成を行うもの。

(1) 管理技術者及び照査技術者の選任

ア 受託者は、本業務の契約締結後、速やかに管理技術者及び照査技術者を選任し、住所、氏名及び資格の名称を記載した書面及びその資格等が確認できる書類の写しを委託者に提出するものとする。

イ 管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる資格等のいずれかに該当するものでなければならない。

(ア) 技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）シビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者

(イ) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し 2 0 年以上の実務経験を有する者

(ウ) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に 2 2 年以上の実務経験を有する者

(エ) その他の物にあつては、建設コンサルタント等業務に 2 5 年以上の実

務経験を有する者

(2) 管理技術者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 本仕様書に基づき、業務に関する一切の事項を処理すること。
- イ 照査技術者から提出される照査報告書を確認すること。
- ウ 主要な打合せに出席すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。

(3) 照査技術者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 照査計画を立て、業務計画書に記載すること。
- イ 本仕様書に定める又は委託者の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者による照査を行うこと。
- ウ 本仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び業務完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出すること。

(4) テクリスの登録

受託者は、業務委託料100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、委託者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を委託者に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内（土日、祝日を除く。）とする。
- イ 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日、祝日を除く。）とする。
- ウ 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日、祝日を除く。）に変更データを提出すること。

(5) 提出書類

受託者は、委託者に次に掲げる書類を提出しなければならない。また、提出した書類を変更しようとするときは、その都度委託者の承諾を受けなければならない。

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書
- ウ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書含む）
- エ JACIC 発行の「登録内容確認書」の写し
- オ 業務履行報告書
- カ 業務完了届
- キ 成果品

(6) 業務計画書

ア 受託者は、契約締結後 14 日以内（土日、祝日は除く。）に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

イ 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- （ア）業務概要
- （イ）実施方針
- （ウ）業務工程
- （エ）業務組織計画
- （オ）打合せ計画
- （カ）成果品の品質を確保するための計画
- （キ）成果品の内容、部数
- （ク）使用する主な図書及び基準
- （ケ）連絡体制（緊急時含む。）
- （コ）照査計画
- （サ）その他委託者が指示するもの

ウ 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度委託者に変更業務計画書を提出しなければならない。

エ 委託者が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(7) 成果品

ア 受託者は、本業務が完了した場合又は部分引渡しの対象をなる本業務の一部が完了した場合は、成果品（照査報告書を含む。）を提出し、検査を受けるものとする。

イ 受託者は、委託者の指示する場合で同意したときは委託期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

ウ 成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

エ 成果品の提出部数

（ア）報告書の成果物 2 部

（イ）報告書概要版 2 部

（ウ）成果品の電子データ 1 式

（エ）報告書をまとめる際に収集した全ての資料 1 式

オ 成果品のファイル形式

（ア）原則として、成果品ファイルはPDF形式とする。

（イ）作成時使用のMicrosoft Word 及びMicrosoft Excel に対応したファイルも併せて提出すること。

（ウ）写真ファイルのファイル形式は最新の「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準ずる。

（エ）図面は、DWG 形式又は DWG 形式と互換性のあるものにより作成し、提出すること。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

（オ）上記に該当しない項目は委託者と協議の上、決定するものとする。

(8) 橋梁の所在地及び名称等

ア 牛替 2 号橋

（ア）場 所 : 下関市豊北町大字阿川地内

（イ）路 線 名 : 市道角島大橋線

（ウ）河 川 名 : 二級河川 沖田川水系 立目川

（エ）添架管 口径・材質 : ϕ 200DIP 又は ϕ 200WEETA

（オ）橋 長 : 21.0m

（カ）架設年度 : 平成 13 年

（キ）上部工構造形式 : 床版橋

(ク) 使用材料 : PC 橋

(9) 設計協議

受注者は、設計業務の実施に当たり、各段階で必要事項について協議を行うこと。

(10) 測量業務

牛替 2 号橋橋梁添架に必要な河川占用許可申請に伴う実測平面図、丈量図、実測横断図、実測縦断図、公図を作成すること及び実施設計を行うための測量を行う。

作業項目については、4 級基準点測量、現地測量、路線測量、用地資料調査、河川定期縦断測量、河川定期横測量、公図等資料調査を行う。

但し、水道管布設管割図については発注者で作成する。

(11) 現地踏査

牛替 2 号橋周辺の事前調査において現地踏査の結果、民地への立ち入り、調査に支障となる草木がある場合は、委託者と協議を行い対応する。

(12) 河川占用申請添付図書作成

耐荷力照査結果により、橋梁添架に必要な河川法の許可申請に伴う添付図書を作成する。

なお、調査結果により吊足場又は橋梁点検車による設置が必要な場合、流量計算を行い渇水期における河川断面の評価を行う。

(13) 打合せ

本業務において、打合せは、着手時、中間 3 回、成果品納品時の計 5 回、河川法の許可申請添付図書を作成するために、関係機関協議を 1 回予定している。

(14) 設計図書の支給及び点検

ア 受託者からの要求があった場合で、委託者が必要と認めたときは、受託者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

イ 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は、委託者に報告の上、その指示を受けなければならない。

ウ 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

(15) 使用する技術基準等

受託者は、表－１ 主要技術基準及び参考図書一覧表に示す、最新の技術基準及び参考図書並びに仕様書に基づいて本業務を実施するものとする。
これ以外の技術基準及び参考図書使用に当たっては、事前に委託者の承認を得なければならない。

表－１ 主要技術基準及び参考図書一覧表

名 称	編者又は発行所名
水道施設設計指針 2012	(社) 日本水道協会
水道施設維持管理指針 2016	(社) 日本水道協会
水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版	(社) 日本水道協会
日本水道協会規格 (JWWA)	(社) 日本水道協会
水道施設設計業務委託標準仕様書	(社) 日本水道協会
道路橋示方書・同解説 I 共通編 II 鋼橋編	(社) 日本道路協会
道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋編 IV 耐震設計編	(社) 日本道路協会
道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	日本道路協会
道路土工－仮設構造土工指針	日本道路協会
山口県業務委託共通仕様書	山口県
河川工作物設置許可マニュアル	山口県河川課
水道事業実務必携 (令和 6 年度改定版)	全国簡易水道協議会

(16) 資料の貸与及び返却

ア 委託者は、必要に応じて設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。

イ 受託者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに委託者に返却するものとする。

ウ 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

エ 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

オ 本業務における貸与資料は、下記の一覧表に記載しているものとする。

貸与資料一覧表

番号	図 面 名 称・参 考 資 料
1	上部工構造一般図
2	張り出部詳細図
3	橋梁台帳
4	ブラケット参考図
5	ブラケット強度計算書
6	流量計算
7	牛替2号橋数量計算書（上部工・下部工）
8	牛替2号橋構造計算書（上部工・下部工）

5 関連法令及び条例の遵守

受託者は、本業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の結果（業務の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を「4 (6) 業務計画書」に示す業務計画の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受託者は、本業務の完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行において貸与された委託者の情報が外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

7 実施に当たっての注意事項

本業務に係る協議等について、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。

8 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上